

# 中学校教員としての実務経験を基に、上位免許状を取得したい方 (4年制大学卒業者の中学校教諭1種免許状)

## 免許状の種類

- 中学校教諭1種免許状

## 根拠規定

- 免許法別表第3、免許法施行規則第11条及び第12条

## 取得方法

- 中学校教諭2種免許状を有する方が、大学に3年以上在学し、かつ93単位以上修得している場合に、中学校教員としての在職年数と必要な単位を修得し、中学校教諭1種免許状を取得する方法は、<表20>のとおりです。

&lt;表20&gt;

取得しようとする免許状			中学校教諭1種免許状			
所要資格	有することが必要な免許状		中学校教諭2種免許状			
	在職年数		3年	4年	5年	6年
	最低修得単位数の合計 (7)+(4)+(ウ)+(イ)		25単位	20単位	15単位	10単位
選択科目(注)の3参照		最低修得単位数(ア)	5単位	2単位	—	—
欄	科 目	含めることが必要な事項				
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	1科目以上	1科目以上	1科目以上	1科目以上
		最低修得単位数(イ)	6単位	5単位	4単位	3単位
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	1事項以上 2単位以上 (注)の4参照	1事項以上 2単位以上 (注)の4参照		
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	1単位以上	1単位以上		
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想				
		児童、生徒の心身の発達及び学習の過程	1事項以上 1単位以上 (注)の5参照	1事項以上 1単位以上 (注)の5参照		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別の支援を必要とする児童、生徒に対する理解	必須ではない (注)の6参照	必須ではない (注)の6参照	左の事項から 選択	左の事項から 選択
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				
		道徳の理論及び指導法				
		特別活動の指導法	1事項以上 2単位以上 (注)の4参照	1事項以上 2単位以上 (注)の4参照		
		教育の方法及び技術				
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				
		総合的な学習の時間の指導法	必須ではない (注)の6参照	必須ではない (注)の6参照		
		生徒指導の理論及び方法				
第6欄	最低修得単位数(ウ)		10単位	9単位	7単位	5単位
	大学が独自に設定する科目		4単位	4単位	4単位	2単位
最低修得単位数(エ)						

(注)

- 1 在職年数は、取得しようとする教科の中学校教諭2種免許状を取得した後の、その教科における中学校（中等教育学校の前期課程、義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。）での実務に限ります。
- 2 修得単位は、取得しようとする教科の中学校教諭2種免許状を取得した後に、修得した単位に限ります。
- 3 「選択科目」は第2欄、第3欄及び第4欄の科目の中から修得、または一般教育科目等の群馬県教育委員会が認める科目から修得するものとし、幅広く深い教養を身につけるよう努めてください。
- 4 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」、「道徳の理論及び指導法」、「特別活動の指導法」、「教育の方法及び技術」、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の事項について、1事項以上2単位以上を修得してください。
- 5 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」については、同欄の事項「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」とあわせた単位の修得でもかまいません。
- 6 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」、「総合的な学習の時間の指導法」の単位の修得にあっては必須ではありませんが、修得した場合は、それぞれの欄の単位として含めることができます。
- 7 教科及び教科の指導法に関する科目については、取得しようとする免許の教科に限ります。